

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 2 陳情の審査

- (1) 陳情第101号 中央療育センターの通園療育の改善及び更なる充実を求めることに関する陳情

資料 中央療育センターの通園療育について

令和3年12月9日

健康福祉局

1 中央療育センター【指定管理施設：公設民営】の概要

- (1) 法人：社会福祉法人同愛会（法人本部：横浜市保土ヶ谷区上菅田町）
- (2) 設立：平成25年4月（通園部門は平成23年4月から中部地域療育センターとして運営を開始）
- (3) 所在：川崎市中原区井田3-16-1
- (4) 施設目的
  - ア 通所部門 【通園療育、外来療育（個別・グループ）、診察・診断、地域支援、相談支援】  
0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童とその家族について、相談、診察、評価、訓練及び一般的な支援を行うことを目的とする。
  - イ 入所部門 【障害児入所支援、短期入所、地域移行支援】  
0歳から18歳までの家庭での養育が困難な児童を入所させて、生活に必要な訓練などを実施する。
- (5) 定員  
通所：110名（児童発達支援及び医療型児童発達支援）  
入所：50名

2 通園療育について

0歳から就学前までの心身の発達や成長に心配のある児童を対象に、小集団での定期的なグループ療育を提供し、体力や運動機能の向上や日常生活を営む力（食事・着替え・排泄等）、言語面・認知面・コミュニケーションスキルの向上を図るとともに、保護者への専門的な助言及び適切な関わりに向けた支援を併せて行う。

3 通園療育における各クラスの状況について

(1) 通園療育利用決定の流れと開設状況

【通園療育の利用決定プロセス】

①初回面接 ⇒ ②ドクター診察（専門職評価の指示、保護者へ支援方針を説明）⇒ ③各専門職の評価 ⇒ ④所内（支援方針）会議で通園利用を検討 ⇒ ⑤保護者に報告 ⇒ ⑥通園クラス体験（障害児相談支援の契約） ⇒ ⑦区役所で受給者証発行 ⇒ ⑧通園利用契約 ⇒ ⑨通園クラス利用開始

※医療的ケア児に関しては、③各専門職の評価と併せて、センター内の「医療的ケア委員会」で通園利用に向けた情報収集・事前協議等を行い、最終的には所内（支援方針）会議にて、通園クラスの検討を行う。

【通園クラス開設状況（令和3年度）】

<b>児童発達支援（15クラス）</b>	
<p>【☆通常クラス（在宅で在籍園のない児童）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2歳児…5クラス（週1日）</li> <li>○3歳児…3クラス（週3日）</li> <li>○4歳児…2クラス（週3日～4日）</li> <li>○4～5歳児…1クラス（週4日）</li> <li>○5歳児…1クラス（週4日）</li> </ul> <p>【☆並行通園クラス（保育所・幼稚園等在籍児童）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳児…1クラス（週1日）</li> <li>○3～5歳児…2クラス（週1日）</li> </ul> <p>☆は10時～14時、主に軽度～重度の知的障害児が対象</p>	<p>【短時間（90分）クラス（6クラス）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳児…3クラス（週1日）</li> <li>○3～4歳児…1クラス（週1日）</li> <li>○4～5歳児…2クラス（週1日）</li> </ul> <p>※主に知的には軽度の知的障害から境界域、通常域の児童を対象 ※保護者の就労等により、通園クラスには通所ができない児童等にも対応</p>
<p>【医療型児童発達支援（2クラス）】 10時～14時、主に重度心身障害児が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2～5歳児…1クラス（週1日）</li> <li>●3～5歳児…1クラス（週2～4日）</li> </ul>	

(2) 他の地域療育センターの状況（令和3年度）

北部地域療育 C	西部地域療育 C	南部地域療育 C
児発… 9クラス（週1～5日）	児発… 13クラス（週1日～5日）	児発… 16クラス（週1日～5日）
短時間… 12クラス（隔週～3日）	短時間… 5クラス（週1日～3日）	短時間… 1クラス（週1日）
医療型… 1クラス（週3日～5日）	医療型… 3クラス（週1日～4日）	医療型… 3クラス（週1日～2日）

4 外来グループについて

(1) 外来グループとは

通園療育の対象とはならないが、療育センターとして小集団での活動が効果的と判断し、対象児童を絞って企画・運営し、児童の支援を行うとともに、保護者への助言や保護者同士の交流機会の確保等を行う。

(2) 令和3年度の外来グループ開設状況と利用の流れ

○肢体不自由児グループ  
対象：通所・通園先のない、在宅の肢体不自由児  
※1歳の誕生日を迎えている児童  
※通園クラスの利用を開始する前の児童  
頻度：月1回（60分/回）  
流れ：左記の①②終了後、会議で参加可否を検討  
⇒ 保護者へ紹介し、利用登録

○2歳児待機児童グループ  
対象：通園クラスの利用が望まれる待機児童  
頻度：月1回×2グループ（90分/回）  
※R3年度は11月から開始  
流れ：先の①～④終了後、待機児にリストアップ  
⇒ 保護者へ紹介し、グループを編成

(3) 他の地域療育センターの状況

北部地域療育 C	西部地域療育 C	南部地域療育 C
なし	未就学児対象 2G（月1回）	未就学児対象 2G（月1回）
（※広場事業は月2回実施）	学齢児対象 1G（月1回）	学齢児対象 1G（月1回）

5 中央療育センターからの聞き取りの状況

【保護者の意見や要望への対応について】

通園療育に関する保護者からの意見や要望については、適宜登園日にクラス担任の保育士・児童指導員が基本対応する。また、通園を利用しないケースであれば、ソーシャルワーカーがまずは対応を行っている。その他の保護者の声を聞く場は以下のように設定している。

- (1) 所長・園長懇談会（年1回）
  - ・事前に通園利用の保護者向けにアンケートを実施した上で、通園各クラスの保護者と面談を行う。
- (2) 職員面談週間（年2回）
  - ・親子通園日に併せて、クラス担任が保護者と面談を実施する。
- (3) 第3者委員の訪問（年3回）
  - ・事前に第3者委員の来訪日（役割等を含む）をセンター内で周知（来訪当日は各通園クラスで併せて周知を実施）し、希望があれば個別で面談する部屋を提供する。
  - ・センターに寄せられた苦情等について、センターの苦情解決受付担当者から報告を行っている。
- (4) ご意見箱の設置（通年）
  - ・保護者がいつでも意見、要望等を投函できるよう、各階に設置している。

【障害児相談支援（計画相談）・児童発達支援計画（個別支援計画）の保護者に対する説明について】

- (1) 障害児相談支援（計画相談）
  - ・ソーシャルワーカー（相談支援専門員）が計画案を作成。通園クラス体験後に通園クラスの利用希望が出された場合、保護者に今後の支援の説明を行い、同意を得た上で障害児相談支援の契約を行う。
- (2) 児童発達支援計画書（個別支援計画）
  - ・通園利用決定後、保護者に発作やアレルギーの有無、行動特性等の情報収集を行った上、児童発達支援計画書（個別支援計画）を作成する。所内会議で内容の確認・合議を行い、通園クラス利用開始後速やかに保護者に支援内容を説明し、同意を得ている。

# 中央療育センターの通園療育について

## 【就学に向けた保護者支援の取組について】

### (1) 対象児童全体に向けた取組

- 療育センターが主催し、年中児童（4歳児）を対象とした就学説明会を開催する。  
※コロナ禍においては、集合型の説明会の実施が困難なことから、現在は4地域療育センター合同で作成した動画を視聴できるよう、その周知を行っている（動画を視聴できない方には、個別フォローを実施）。
- 教育委員会が主催する、年長児童（5歳児）を対象とした就学説明会の情報周知を行う。
- 教育委員会が主催する、各特別支援学校及び各小学校特別支援学級の見学会に適宜同行する。

### (2) 対象児童の個別性に応じた取組

- ソーシャルワーカーが中心となり、進学先決定に向けた相談に随時対応する。
- 保護者の依頼があった場合は、教育委員会等宛に専門職の評価報告書や医師の診断書などを作成する。
- 保護者の依頼があった場合は、入学前または入学後に適宜学校訪問を行い、児童の障害特性や対応のポイントなどの説明や学習環境の調整など、学校の相談に対応する。

## 【参考：保護者の事業者評価の結果について】

国から発出されている児童発達支援ガイドラインでは、職員及び保護者等による事業者評価を踏まえ、事業者全体として自己評価を行い、その内容を年に1回以上公表することとされている。そのうち、「保護者等からの事業者評価の集計結果」の抜粋は以下の通り。

	チェック項目		はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない
			1	個別支援計画の支援内容について、丁寧な説明がなされたか	中央 95.9%	3.3%
2	定期的に保護者に対して面談や助言等の支援が行われているか	南部 98.8%	1.3%	0.0%	0.0%	
		西部 92.2%	1.3%	0.7%	5.9%	
		北部 90.7%	0.0%	1.0%	8.2%	
		中央 94.4%	4.8%	0.0%	0.8%	
3	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	南部 88.8%	7.5%	1.3%	2.5%	
		西部 88.9%	9.9%	0.0%	1.3%	
		北部 90.7%	6.2%	1.0%	2.1%	
		中央 95.2%	3.2%	0.8%	0.8%	
		南部 88.9%	4.9%	1.2%	4.9%	
		西部 83.6%	12.5%	1.3%	2.6%	
		北部 86.1%	9.9%	1.0%	3.0%	

※回答者数…中央 127名、南部 81名、西部 115名、北部 97名

## 6 陳情の要旨に対する市の考え方

陳情の要旨	本市の考え方
1 通園療育を利用する保護者の意見や要望をセンターとして、まずはしっかりと受け止めてください。さらに意見や要望のフィードバックなど、センターと保護者の意志の疎通のあり方を改善してください。	中央療育センターでは、保護者からの意見や要望を受ける場を、複数設定して対応しているところですが、その内容については、真摯に受け止め、適切にフィードバックするよう、また、返答が必要な場合等は、お互いで意思疎通に滞りがないよう、丁寧に対応することを運営法人と共有するとともに、必要な指導等を行ってまいります。
2 センター利用児童に対する「計画相談」の内容及び、これに基づき決定される「個別支援計画」における通園療育の内容を、保護者に丁寧に理解できるように説明を行うよう改善してください。	計画相談や個別支援計画については、保護者に内容を説明し、同意を得ていると伺っております。しかしながら、今回の陳情内容からは、陳情者に対して十分な説明や同意がなされていない点があったと考えられます。 今後につきましては、時間をかけ、相手が理解しやすいよう、より丁寧な説明を心掛けることを運営法人と共有するとともに、必要な指導等を行ってまいります。
3 通園クラスの編成、外来グループ開催、それぞれの週の時間割及び職員配置の情報を通園利用保護者に提供し、明らかにしてください。そして市内4療育センターの通園クラスの時間割などを比較検証の上、こどもに適した通園の回数を増やすよう改善してください。	中央療育センターでは、クラス的时间割や職員配置の状況について、一律に説明はしておりませんが、今後は内容を提供するよう、運営法人と共有するとともに、必要な指導等を行ってまいります。 また、通園の回数については、その時点でのお子さんの状態を考慮し、医師の判断や所内のクラス編成等を鑑み、決定しているところです。 しかし、今回の陳情内容からは、陳情者に対してその内容が十分に説明されていない点があったと考えられます。今後は十分な説明を行うとともに、お子さんの発達状況や今後の見通し等を踏まえ、想いや要望に寄り添えるように運営法人と共有するとともに、必要な指導等を行ってまいります。
4 通園療育において、当該児童にとって就学に向けた切れ目のない、きめの細かいサービスが提供されているのか、義務教育への円滑な橋渡しの環境を整えているのかなど、センター内で検証を行い、課題を整理して改善してください。	中央療育センターの就学に向けた取組については、就学説明会や個別の対応を実施しているところですが、その内容の周知を保護者に対して徹底するとともに、教育委員会と連携のうえ、引き続き、切れ目のない円滑なライフステージの移行に努めるように運営法人と共有するとともに、必要な指導等を行ってまいります。

今回の陳情を受け、つきましては中央療育センターの通園クラスの設定や通園利用に向けたプロセス、組織的な決定に基づく支援方針の作成等について、大きな問題はないものと考えております。

しかし、要望・苦情等への対応を含む職員間の情報共有や、保護者への丁寧かつ十分な説明に関しては不適切かつ不十分な点があったと考えます。中央療育センターは、組織としてケースカンファレンスの適時実施を行うなど、課題の改善に向けた取組を進めておりますが、今後はその取組について注視するとともに、必要な指導を行ってまいります。